

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※子が20歳未満）

所得制限有

富山市

魚津市

高岡市

舟橋村

上市町

立山町

入善町

朝日町

砺波市

小矢部市

射水市

より良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校を卒業していないひとり親家庭のお母さんやお父さん及び20歳未満のお子さんが、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講した際に、受講料の一部を給付します。

対象者・要件

次のすべての要件を満たすひとり親家庭のお母さんやお父さん及びお子さん

1. お母さんやお父さんが児童扶養手当を受けている、または同等の所得水準にあること
2. 高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められる者であること

※高等学校卒業者や大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など、既に大学入学資格を取得している方は対象外となります。

事業内容

支給額（通信制の場合）

①受講開始時給付金

受講開始時に、対象講座受講のために支払った費用の40%相当額を支給します。

（上限100,000円。4,000円を超えない場合は支給しない）

②受講修了時給付金

受講修了後に、対象講座受講のために支払った費用の10%を支給します。

（①と合わせて上限125,000円、4,000円を超えない場合は支給しない）

③合格時給付金について

受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した際に、対象講座受講のために支払った費用の10%を支給します。

（①②と合わせて上限150,000円）

申請先・問い合わせ先

立山町

中部厚生センター福祉課

上市町横法音寺40

連絡先：076-472-6671